

転出される方へ

能勢町役場 住民課(住民票・戸籍) 電話 072-734-2107(直通)

- ◆ 新しい住所地にお住まいになった日から14日以内に、新住所地の市区町村役所(場)へ転入届を出して下さい。
正当な理由がなく、転出先への転入届が遅れますと、過料に処せられる場合がありますのでご注意下さい。
- ◆ 新住所地での転入届には、『個人番号カード』が必要です。
代理人が届出されるときは委任状が必要な場合があります。転入先の市区町村によっては『認印』が必要な場合があります。
- ◆ 異動される方の中に個人番号カードをお持ちの方がいる場合は、継続利用処理を行いますので、転入届の日から90日以内に転入先の市区町村役所(場)に該当カードをご持参ください。
- ◆ 転出が取りやめになった場合は、必ず『転出証明書』を持って、住民課(住民票・戸籍)窓口又は住民サービスセンターへ転出の取消しの届出をして下さい。
- ◆ 転出証明書の内容に変更があった場合は、転出証明書はそのまま、新住所地で転入の際に変更事項を申し出て下さい。

次の事項に該当される方は、手続きを行って下さい

対象になる方	能勢町での手続き	新住所地での手続き
印鑑登録をされている方	<ul style="list-style-type: none"> ・転出(予定)日付で印鑑登録を消除します。 ・印鑑登録証(カード)をお返しください。 <p>【住民課(住民票・戸籍) ☎734-2107】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な方は、登録される印鑑を持って新たに手続きをしてください。 <u>(詳しくは転入地でお尋ね下さい。)</u>
国民健康保険加入者	<ul style="list-style-type: none"> ・住民課(保険医療)窓口で資格喪失の手続きをしてください。また保険証をお返しください。 ※<u>保険税(税)の納め忘れがないか、確認してください。</u> <p>【住民課(保険医療) ☎731-3202】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・転入届の際に、担当窓口で改めて手続きをしてください。
後期高齢者医療保険加入者	<ul style="list-style-type: none"> ・住民課(保険医療)窓口で住所地変更の手続きをしてください。また、保険証をお返しください。 ※他府県へ転出される場合は窓口で<u>負担区分等証明書</u>を受取ってください。 <p>【住民課(保険医療) ☎731-3202】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・担当窓口で住所地変更の手続きをしてください。 <u>※負担区分等証明書を提出してください。</u>
・重度障がい者 ・ひとり親家庭 ・子ども 医療費助成制度の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・住民課(保険医療)窓口で資格喪失の手続きをしてください。また、医療証をお返しください。 <p>【住民課(保険医療) ☎731-3202】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村で制度が異なる場合がありますので、事前に新住所地の担当窓口へお問い合わせください。
国民年金加入者	<ul style="list-style-type: none"> ・転出に係る手続きはありません。 ・国外へ転出の方は、届出が必要です。 <p>【住民課(保険医療) ☎731-3202】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・転入に係る手続きはありません。 ・国外へ転入の場合は、転入先で確認してください。
各種年金受給者	<ul style="list-style-type: none"> ・届出の必要はありません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・転入に係る手続きはありません。

対象になる方	能勢町での手続き	新住所地での手続き
介護保険加入者	<p>[資格喪失の手続き(主に65歳以上の方)] <u>介護保険証と印鑑</u>をご持参の上、健康づくり課(包括支援)窓口で手続きをしてください。</p> <p><要介護(要支援)認定をお受けの方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格喪失の手続きを行い、<u>受給資格証明書</u>を受け取ってください。 ・転入先の介護担当窓口に提出してください。 <p><転入先が施設の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり課(包括支援)窓口にお問い合わせください。 <p>※介護保険料の納め忘れがないか 確認してください。</p> <p style="text-align: center;">保健福祉センター 【健康づくり課(包括支援) ☎731-2160】</p>	<p><要介護(要支援)認定を受けておられる方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給資格証明書を介護担当窓口に提出してください。 <p><u>※新住所地での転入日より14日以内に手続きをしてください。</u></p> <p><u>※転入日から14日を過ぎますと、この証明書は無効となります。</u></p>
児童手当受給者 (公務員を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉課(福祉)窓口で<u>児童手当受給事由消滅届出</u>をしてください。 <p style="text-align: center;">保健福祉センター 【福祉課(福祉) ☎731-2150】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・担当窓口に<u>印鑑、厚生年金等の加入者は事業所の年金加入証明、振込口座のわかるもの</u>を持参し、<u>転出予定日の翌日から15日以内に手続きをしてください。</u> <p>15日を過ぎますと児童手当の認定情報の引きつきが出来なくなることがあります。</p>
児童扶養手当受給者	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉課(福祉)窓口で転出の手続きを行ってください。 <p style="text-align: center;">保健福祉センター 【福祉課(福祉) ☎731-2150】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・担当窓口に<u>印鑑、児童扶養手当証書</u>を持参してください。
特別児童扶養手当受給者	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉課(福祉)窓口で転出の手続きを行ってください。 <p style="text-align: center;">保健福祉センター 【福祉課(福祉) ☎731-2150】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・担当窓口に<u>印鑑、特別児童扶養手当証書</u>を持参してください。
障害福祉サービス等の受給者	<ul style="list-style-type: none"> ・手続きに必要なものについて、あらかじめ、担当窓口にお問い合わせいただいてから、手続きしてください。 <p style="text-align: center;">保健福祉センター 【福祉課(福祉) ☎731-2150】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・担当窓口に<u>印鑑と手帳</u>をご持参の上、<u>住所変更の手続きを行ってください。</u>
原動機付自転車を登録されている方 (~125CC)	<ul style="list-style-type: none"> ・理財課(税務)窓口に<u>印鑑、ナンバープレート、標識交付証明書</u>を持って、<u>登録抹消の手続きをしてください。</u> <u>廃車証明書</u>をお渡しします。 <p style="text-align: center;">【理財課(税務) ☎734-0153】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>廃車証明書</u>を持って転入先担当窓口で登録の手続きをしてください。 ・具体的な手続きは転入先の担当窓口でお尋ねください。

対象になる方	能勢町での手続き	新住所地での手続き
水道使用者	<p>・水道使用中止に伴う手続きについて、下記の連絡先にお問い合わせください。</p> <p>※遅くとも<u>閉栓予定日の3営業日前</u>には、ご連絡ください。なお、営業時間外の閉栓は行いませんので、ご了承ください。</p> <p style="text-align: center;">大阪広域水道企業団 豊能地域水道センター 豊能町東ときわ台 1-2-3 ☎ 738-3311 営業時間 午前 9時～午後5時半 (土、日、祝日、年末年始を除く)</p>	・転入先の担当窓口で <u>使用開始の手続き</u> を行ってください。
町立小中学校児童・生徒	<p>・学校教育総務課(学校指導)窓口で転校手続きを行ってください。</p> <p style="text-align: center;">【学校教育総務課(学校指導) ☎734-2693】</p>	・転入の届出の際、担当窓口に <u>在学証明書</u> を提出し、転校手続きを行ってください。
犬を飼われている方	<p>・みどり環境課(環境衛生)窓口で飼犬登録の確認をしてください。</p> <p style="text-align: center;">西館 2階 【みどり環境課(環境衛生) ☎734-3171】</p>	・担当窓口で飼犬登録の変更を行ってください。
下水道供用開始区域内(下水道が利用できる区域)に住まっていた方	<p>・下水道使用者の変更等手続きを行ってください。(下水道へ接続済の場合のみ) ※下水道使用料に精算がある場合は、下記の連絡先にお問い合わせください。</p> <p style="text-align: center;">大阪広域水道企業団 豊能地域水道センター 豊能町東ときわ台 1-2-3 ☎ 738-3311 営業時間 午前 9時～午後5時半 (土、日、祝日、年末年始を除く)</p> <p>・家屋等の所有者に変更がある場合は、<u>受益者変更手続き</u>を行ってください。 ※下水道受益者負担金(分担金)に未納分がある場合は、下記の連絡先にお問い合わせください。</p> <p style="text-align: right;">能勢浄化センター 【都市整備課(下水道) ☎734-3403】</p>	
し尿汲取りを申し込まっている方	<p>・<u>世帯全員が転出され、汲取りが必要でなくなる場合は、連絡してください。</u></p> <p>※汲取り料金に未納がある場合は、手続きを行ってください。</p> <p style="text-align: right;">し尿処理施設 【☎731-3089】</p>	
海外へ転出される方	<p>・海外で国政選挙に投票するための<u>在外選挙人名簿への登録申請</u>が可能です。</p> <p>・登録希望の方、お問い合わせは、能勢町選挙管理委員会事務局へご連絡ください。</p> <p style="text-align: right;">【能勢町選挙管理委員会事務局 ☎734-0479】</p>	
すべての転出者	<p>※町税の納め忘れないか、理財課(徴収)で確認してください。</p> <p style="text-align: right;">【理財課(徴収) ☎734-0086】</p>	